

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第49号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>374,000</u>	1	<u>373,000</u>
2	<u>422,000</u>	2	<u>421,000</u>
3	<u>472,000</u>	3	<u>471,000</u>
4	<u>533,000</u>	4	<u>532,000</u>
5	<u>608,000</u>	5	<u>607,000</u>
6	<u>710,000</u>	6	<u>709,000</u>
7	<u>830,000</u>	7	<u>829,000</u>
2から5まで（略）		2から5まで（略）	
（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）		（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）	
第8条（略）		第8条（略）	

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「<u>100分の122.5</u>」及び「<u>100分の137.5</u>」とあるのは<u>いずれも「100分の165」</u>とする。</p>
---	---

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付条例」という。）第8条第2項の改正を除く。）による改正後の任期付条例の規定は、平成30年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付条例第8条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の任期付条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)